株式交換につき株券等提出公告

当社は、テクマトリックス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月十二日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号

クロス・ヘッド株式会社

代表取締役　長　正三

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である郭建宏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月十二日

東京都豊島区駒込一丁目三番二号

大台北商用不動産開発有限公司

日本における代表者　郭　建宏

限定承認公告

本籍東京都江戸川区松江七丁目二二番、最後の住所東京都江戸川区松江七丁目二二番八号

被相続人　亡　堀江　正喜

右被相続人は平成二十六年一月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

東京都江戸川区松江二丁目二四番二一号

相続財産管理人　堀江　正一

限定承認公告

本籍静岡県御殿場市上小林三一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　勝又　幸雄

右被相続人は平成二十五年四月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年二月四日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

静岡県御殿場市上小林三一七番地

相続財産管理人　勝又　弘親

限定承認公告

本籍大分県玖珠郡玖珠町大字大隈九六九番地二、最後の住所大分県玖珠郡玖珠町大字大隈一五二番地

被相続人　亡　梅木　恒明

右被相続人は平成二十五年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年二月四日大分家庭裁判所日田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

愛知県豊田市西中山町崩ケ崎四二―二五

相続財産管理人　梅木　大豪

限定承認公告

本籍三重県度会郡南伊勢町宿浦一一〇四―二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　久保　直彌

右被相続人は平成二十五年七月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年一月三十日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

大阪市北区西天満三丁目六番三号西天満福岡ビル五階

限定承認者久保浩寿

代理人弁護士　福本　康孝

同　水野　成浩

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市保城四二〇番地一三、最後の住所兵庫県姫路市保城四二〇番地一三

被相続人　亡　東　一廣

右被相続人は平成二十五年八月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月四日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

兵庫県姫路市西中島一二番地四　ロワイヤル花の北六〇一号

相続財産管理人　佐藤　清香

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年三月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年二月十二日

東京都港区南麻布五丁目一六番四号

ダイヤモンド・コンサルティング株式会社

代表取締役　皆川　省一

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併の効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年二月十日に終了しております。

また、右合併の効力が発生することを停止条件として、甲は資本金の額を一億九千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

甲の資本金の額の減少の効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年二月十日に終了しております。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　一六九頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　一六九頁（号外第一三九号）

平成二十六年二月十二日

兵庫県尼崎市常光寺四丁目三番一号

（甲）神崎王子サービス株式会社

代表取締役　神野　茂徳

兵庫県尼崎市常光寺四丁目三番一号

（乙）神崎王子紙業株式会社

代表取締役　神野　茂徳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000271/swby/

平成二十六年二月十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・エイティーン・ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

取消公告

平成二十五年十二月二十七日（号外第二八五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十六年二月十二日

愛媛県松山市鴨川一丁目一番三号

（甲）株式会社カツミ

代表取締役　白石　勝久

愛媛県伊予郡砥部町拾町一一一番地

（乙）株式会社しらいし

代表取締役　白石　和義

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	終りから一五	地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送	地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送
〃	〃	一五～一四	基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）	「地上基幹放送」を「基幹放送」
〃	〃	一四	「地上基幹放送」を「基幹放送」	

（原稿誤り）

総務省告示第四百四十一号（基幹放送普及計画の一部を変更する件）

平成二十五年十二月十日（号外第二百六十八号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十二日付第二七号六四ページ●二十第二六号四八ページ●二十●同（その二）一〇四ページ

ページ●同日付第二八号一二ページ●同日付政府調達五年十二月四日付参会第一二号（その一）二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）